

## 別表

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
造成計画平面図	盛土の土地の部分（薄い緑色で着色）及び切土の土地の部分（薄い茶色で着色）	規則第2条第2号に掲げる書類と同じ。	規則第2条第2号に掲げる書類にこの項の第2欄に掲げる事項を記載して作成するものとする。
縦断面図	横断面図の測点、測点間距離及び追加距離、測点ごとの中心線に係る現況と行為終了後の地盤面及び地盤高その他の対比（河川等の改修に係る行為にあっては、測点ごとの中心線に係る現況と行為終了後の地盤面及び地盤高、計画河床高、堤防の高さ、計画高水位、計画河床の勾配その他の対比並びに河川等の上下流の状況）、行為終了後における地物の位置並びに行為の場所の境界線	水平方向にあっては1,000分の1以上、垂直方向にあっては200分の1以上	
横断面図	測点ごとの現況と行為終了後の地盤面その他の対比（河川等の改修に係る行為にあっては、測点ごとの現況と行為終了後の地盤面及び計画高水位その他の対比）、行為終了後の地物の位置、行為の場所の境界線及び行為によって生ずるのり面の勾配	200分の1以上（行為の内容及び規模並びに行為の場所及びその周辺の地形により200分の1以上とする必要がないと認められる場合においては、1,000分の1以上）	測点間距離は、原則として20メートルから50メートルまで（行為の内容及び規模並びに行為の場所及びその周辺の地形により加減することができる。）とする。
防災計画平面図	行為中における土砂の貯留施設、雨水の流出調整施設、排水施設その他の防災施設（以下この表において「防災施設」という。）の位置、種類、新設と既設の区別及び管理者、行為の場所及びその周辺の水の流れの方向、排水施設等により排水を導く河川等又は他の排水施設等（以下この表において「排水先」という。）の名称及び管理者、行為の場所の境界線並びに集水区域の面積及び境界線	規則第2条第2号に掲げる書類と同じ。	行為の場所及びその周辺の状況を示す現況平面図にこの項の第2欄に掲げる事項を記載して作成するものとする。

排水計画平面図	行為終了後における防災施設の種類、新設と既設の区別及び管理者、行為の場所及びその周辺の水の流れの方向、排水先の名称及び管理者、行為の場所の境界線並びに集水区域の面積及び境界線	規則第2条第2号に掲げる書類と同じ。	規則第2条第2号に掲げる書類にこの項の第2欄に掲げる事項を記載して作成するものとする。
流域図	現況における地形及び地物、行為の場所の境界線並びに現況又は行為終了後における集水区域（行為に関連するものに限る。）の境界線	1万分の1以上	
構造図	行為に伴う主要な工作物その他の施設又は物件の形状、材料、寸法、勾配その他の構造、行為の場所の境界線、条例第4条第1項第1号に掲げる行為の場所の境界線、砂防設備の境界線及び砂防設備として譲り受ける部分	適宜	条例第4条第1項第5号及び第6号に掲げる行為の場合においては、土工定規図（道路等の建設又は河川等の改修に係る行為にあっては、標準横断面図）を別に作成すること。